

議第 36 号

## 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 31 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

### 提 案 理 由

平成 31 年度分国民健康保険税の税率及び税額を改めるため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

下呂市国民健康保険税条例（平成16年下呂市条例第103号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>5.70</u>の税率を乗じて算定する。</p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>5.08</u>の税率を乗じて算定する。</p> <p>2 （略）</p>
<p style="text-align: center;">（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>28,900円</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>24,700円</u>とする。</p>
<p style="text-align: center;">（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）</p> <p>第5条の2 （略）</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を</p>	<p style="text-align: center;">（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）</p> <p>第5条の2 （略）</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を</p>

改正後	改正前
<p>経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。）以外の世帯<u>21,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯<u>10,500円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯<u>15,750円</u></p>	<p>経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。）以外の世帯<u>20,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯<u>10,000円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯<u>15,000円</u></p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p>
<p>第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>2.13</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>2.29</u>を乗じて算定する。</p>
<p>（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>1.52</u>を乗じて算定する。</p>	<p>（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>1.50</u>を乗じて算定する。</p>
<p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して</p>	<p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して</p>

改正後	改正前
<p>得た額(当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p>	<p>得た額(当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p>
<p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p>	<p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p>
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>20,230円</u></p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>17,290円</u></p>
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>
<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,700円</u></p>	<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,000円</u></p>
<p>(イ) 特定世帯 <u>7,350円</u></p>	<p>(イ) 特定世帯 <u>7,000円</u></p>
<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>11,025円</u></p>	<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>10,500円</u></p>
<p>ウ～カ (略)</p>	<p>ウ～カ (略)</p>
<p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p>	<p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p>
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保</p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保</p>

改正後	改正前
<p>険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>14,450円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>10,500円</u></p> <p>（イ） 特定世帯<u>5,250円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯<u>7,875円</u></p> <p>ウ～カ （略）</p> <p>（3） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当するものを除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,780円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>4,200円</u></p> <p>（イ） 特定世帯<u>2,100円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯<u>3,150円</u></p> <p>ウ～カ （略）</p>	<p>険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>12,350円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>10,000円</u></p> <p>（イ） 特定世帯<u>5,000円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯<u>7,500円</u></p> <p>ウ～カ （略）</p> <p>（3） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当するものを除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,940円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>4,000円</u></p> <p>（イ） 特定世帯<u>2,000円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯<u>3,000円</u></p> <p>ウ～カ （略）</p>

附 則

（施行規則）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 【参考資料】

### 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

平成 31 年度分国民健康保険税の税率及び税額を改めるため、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

(1) 医療給付費分の税率及び税額を下記のとおり変更します。7割、5割、2割軽減措置後の額として一人当たり年間約 7,000 円の増額となる見込みです。

(第 3 条、第 5 条及び第 5 条の 2 関係)

#### <医療給付費分>

区分	平成 31 年度 (A)	平成 30 年度 (B)	増減 (A) - (B)
所得割	5.70%	5.08%	0.62
資産割	19.35%	19.35%	0
均等割	28,900 円	24,700 円	4,200 円
平等割	21,000 円	20,000 円	1,000 円
平等割 (特定世帯)	10,500 円	10,000 円	500 円
平等割 (特定継続世帯)	15,750 円	15,000 円	750 円

(2) 後期高齢者支援金分の税率及び税額を下記のとおり変更します。7割、5割、2割軽減措置後の額として一人当たり年間約 900 円の減額となる見込みです。

(第 6 条関係)

#### <後期高齢者支援金分>

区分	平成 31 年度 (A)	平成 30 年度 (B)	増減 (A) - (B)
所得割	2.13%	2.29%	△0.16
資産割	—	—	—
均等割	8,900 円	8,900 円	0 円
平等割	7,900 円	7,900 円	0 円
平等割 (特定世帯)	3,950 円	3,950 円	0 円
平等割 (特定継続世帯)	5,925 円	5,925 円	0 円

(3) 介護納付金分の税率及び税額を下記のとおり変更します。7割、5割、2割軽減措置後の額として一人当たり年間約 160 円の増額となる見込みです。

(第 8 条関係)

<介護納付金分>

区分	平成 31 年度 (A)	平成 30 年度 (B)	増減 (A) - (B)
所得割	1.52%	1.50%	0.02
資産割	—	—	—
均等割	9,000 円	9,000 円	0 円
平等割	5,800 円	5,800 円	0 円

(4) 7割軽減の減税額を下記のとおり変更します。(世帯所得が33万円を超えない世帯)

(第23条第1号関係)

区分	対象項目	平成 31 年度 (A)	平成 30 年度 (B)	増減 (A) - (B)	
均等割	医療給付費分	20,230 円	17,290 円	2,940 円	
	後期高齢者支援金分	6,230 円	6,230 円	0 円	
	介護納付金分	6,300 円	6,300 円	0 円	
平等割	医療給付費分	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	14,700 円	14,000 円	700 円
		特定世帯	7,350 円	7,000 円	350 円
		特定継続世帯	11,025 円	10,500 円	525 円
	後期高齢者支援金分	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	5,530 円	5,530 円	0 円
		特定世帯	2,765 円	2,765 円	0 円
		特定継続世帯	4,148 円	4,148 円	0 円
		介護納付金分	4,060 円	4,060 円	0 円

(5) 5割軽減の減税額を下記のとおり変更します。(世帯所得が〔33万円+(27万5千円×被保険者数及び特定同一世帯所属者数)〕を超えない世帯)

(第23条第2号関係)

区分	対象項目	平成 31 年度 (A)	平成 30 年度 (B)	増減 (A) - (B)
均等割	医療給付費分	14,450 円	12,350 円	2,100 円
	後期高齢者支援金分	4,450 円	4,450 円	0 円
	介護納付金分	4,500 円	4,500 円	0 円



平等割	医療 給付費分	特定世帯及び特 定継続世帯以外 の世帯	10,500 円	10,000 円	500 円
		特定世帯	5,250 円	5,000 円	250 円
		特定継続世帯	7,875 円	7,500 円	375 円
	後期高齢者 支援金分	特定世帯及び特 定継続世帯以外 の世帯	3,950 円	3,950 円	0 円
		特定世帯	1,975 円	1,975 円	0 円
		特定継続世帯	2,963 円	2,963 円	0 円
介護納付金分		2,900 円	2,900 円	0 円	

(6) 2割軽減の減税額を下記のとおり変更します。(世帯所得が〔33万円+(50万円×被保険者数及び特定同一世帯所属者数)〕を超えない世帯)

(第23条第3号関係)

区分	対象項目	平成31年度 (A)	平成30年度 (B)	増減 (A)-(B)	
均等割	医療給付費分	5,780 円	4,940 円	840 円	
	後期高齢者支援金分	1,780 円	1,780 円	0 円	
	介護納付金分	1,800 円	1,800 円	0 円	
平等割	医療 給付費分	特定世帯及び特 定継続世帯以外 の世帯	4,200 円	4,000 円	200 円
		特定世帯	2,100 円	2,000 円	100 円
		特定継続世帯	3,150 円	3,000 円	150 円
	後期高齢者 支援金分	特定世帯及び特 定継続世帯以外 の世帯	1,580 円	1,580 円	0 円
		特定世帯	790 円	790 円	0 円
		特定継続世帯	1,185 円	1,185 円	0 円
介護納付金分		1,160 円	1,160 円	0 円	

(7) この条例は、平成31年4月1日から施行します。

(附則第1項関係)

(8) 改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお

従前の例によるものとします。

(附則第 2 項関係)